

山梨県公報

第二千百十五号

平成二十三年

二月二十八日

月 曜 日

目 次

告 示

救急病院等の認定……………

電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定……………

公 告

換地処分の実施(二件)……………

平成二十三年二級建築士及び木造建築士試験の実施……………

随意契約の相手方の決定について……………

正 誤

平成二十三年二月十日付第二千百十号中……………

告 示

山梨県告示第五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
平成二十三年二月二十八日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期間

平成二十三年二月二十三日から平成二十六年二月二十一日まで

山梨県告示第五十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道線	甲府昇仙峡線	甲府市塩部二丁目七九〇番の三地先から 甲府市塩部三丁目一七一一番の一地先まで

山梨県告示第五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町飯喰字中河原四六〇番の三地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字村西一二五〇番の一地先まで

山梨県告示第六十号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定を次のように定める。
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定
平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。
一 中間検査を行う区域
県内全域(甲府市の区域を除く。)

二 中間検査を行う期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物

1 一の建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物

- (一) 階数が三以上となるもの
- (二) 延べ面積が五百平方メートルを超えるもの

四 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

2 一戸建ての住宅で新築のもの（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）ある場合又は一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄骨造	主たる構造が鉄筋コンクリート造	主たる構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	主たる構造がコンクリート造	主たる構造がコンクリート造	主たる構造がコンクリート造	主たる構造がコンクリート造
特定工程	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が一の場合、屋根版の配筋工事、階数が二以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階	屋根の小屋組工事及び耐力上主軸組工事（枠組壁工法を用いた建築物の場合、屋根の小屋組工事及び耐力上主軸組工事）	階数が一の場合、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階	階数が一の場合、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階	階数が一の場合、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階	階数が一の場合、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階

特定工程後の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリート打ち込み工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	特定工程の屋根版又は床版と壁の相互を接合する部分を除く。）及び内装工事	階数が一の場合、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
----------	---	------------------------------	-------------------------	--	-------------------------------------	--------------------------------

備考 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものを用いる。ただし、その最大のもので二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主たる構造とみなす。

五 適用の除外

法第十八条及び第八十五条の規定の適用を受ける建築物、法第六条の三第一項第一号に掲げる建築物、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物又は法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物であつて、その建築主が地方公共団体であるもの並びに独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の規定に基づく資金の貸付け、銀行その他一般の金融機関の貸付債権の譲受け及び当該貸付債権を担保とする債権等に係る債務の保証の対象となる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(関係告示の廃止)

- 2 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成十八年山梨県告示第八号）は、廃止する。（経過措置）
- 3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、この告示の施行の前日に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

公 告

- 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業一宮北部地区の換地処分を平成二十三年二月十六日実施した。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

- 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業大野寺地区の換地処分を平成二十三年二月十六日実施した。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

- 平成二十三年二級建築士及び木造建築士試験の実施
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。
平成二十三年二月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

- 二級建築士 平成二十三年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで
- 木造建築士 平成二十三年七月二十四日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

- 二級建築士 平成二十三年九月十一日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 木造建築士 平成二十三年十月九日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

- (1) 期間 平成二十三年四月一日（金）から同月七日（木）まで
- (2) 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaec.jp>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び時間

- (1) 期間 平成二十三年四月十一日（月）から同月十五日（金）まで
- (2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階ホール
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十三年十二月一日（木）を予定している。なお、学科の試験については、二級建築士試験は同年八月二十三日（火）、木造建築士試験は同年九月六日（火）を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成二十三年六月八日（水）からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
IC免許証システム機器用消耗品（ICカードベース等）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年十二月二十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
- 五 契約金額
三千九百八十五万七千六百六十円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
八三	上	終わりから七	第九三八 一号	第四九三八 一号

平成二十三年二月十日山梨県告示第三十九号（一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定）